

名古屋市告示第202号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 7年 4月 1日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

(1) うぶごえ株式会社

東京都渋谷区桜丘町26番 1号 セルリアンタワー15F

(2) 株式会社ROBOT PAYMENT

東京都渋谷区神宮前 6丁目19番20号 第15荒井ビル 4F

2 指定納付受託者に納入させる歳入

インターネット等を利用して納付する東山総合公園に係る寄附金

3 指定納付受託者に指定した日

(1) 令和 6年11月 6日

(2) 令和 7年 2月25日

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課